

高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県建築計画概要書等閲覧規則（昭和46年規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書又はそれぞれの書類に記載すべき事項が県の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは<u>電磁的記録媒体</u>に記録され、明確に紙面に表示される記録（以下「概要書等」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）における概要書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所)</p> <p>第2条 概要書等の閲覧所は、高知県土木部建築指導課内及び高知県幡多土木事務所内に設置する。ただし、高知県幡多土木事務所内に設置する閲覧所にあつては、高知県幡多土木事務所に所属する<u>建築主事又は建築副主事</u>の所管する区域内の建築物及び工作物に係る概要書等（定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書を除く。）のみを閲覧することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書又はそれぞれの書類に記載すべき事項が県の使用に係る電子計算機に備えられたファイル若しくは<u>磁気ディスク等</u>に記録され、明確に紙面に表示される記録（以下「概要書等」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）における概要書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(閲覧所)</p> <p>第2条 概要書等の閲覧所は、高知県土木部建築指導課内及び高知県幡多土木事務所内に設置する。ただし、高知県幡多土木事務所内に設置する閲覧所にあつては、高知県幡多土木事務所に所属する<u>建築主事</u>の所管する区域内の建築物及び工作物に係る概要書等（定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書を除く。）のみを閲覧することができる。</p>